

中部ミライノ物流 EXCO 2025 参加規定

第1条（プロモーションアイテム）

1. プロモーションアイテムは、本イベントの開催趣旨および目的に沿い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とする。
2. 以下の各号に該当する物品によるプロモーションは禁止する。
 - 1) 輸出入・販売が禁止されている物品、麻薬等
 - 2) 引火性・爆発性または放射性危険物
 - 2) 工業所有権を侵害する恐れがある物品
 - 3) 裸火を使用する物品（所轄消防署の許可がある場合を除く）
 - 4) その他、関連法令に抵触する恐れがある物品
3. 主催者は、上記以外でも、イベントの正常な運営に支障をきたす恐れのある物品については、プロモーションの中止、制限、撤去を指示できるものとする。
4. 参加者が主催者の指示に従わなかった場合、当該参加料の3倍の違約金を支払い、主催者は参加者の費用負担にてプロモーションアイテムの撤去その他の措置を行うことができる。

第2条（企業 PR コーナーにおけるレイアウト）

企業 PR コーナーにおける参加者のスペースのレイアウトは、主催者がプロモーション内容、業種、申し込み順などを考慮して決定する。

第3条（プロモーション期間および時間）

1. プロモーション期間：2025年10月24日（金）
2. プロモーション時間：9:00～18:00
3. プロモーションアイテム等の搬入・設営：10月23日（木）13:00～17:00
4. プロモーションアイテム等の搬出・撤去：10月24日（金）18:00～21:00

第4条（参加料金）

1. JILS 会員：165,000 円（税込）／スペース
2. JILS 会員外：308,000 円（税込）／スペース

第5条（参加申込方法・支払い）

1. 公式ウェブサイトの申込フォームより必要事項を記入の上、申込を行うこと。
2. 申込期限：2025年6月20日（金）
3. 支払期限：2025年7月31日（木）

4. 申込受付後に主催者より請求書を発行し、指定口座に振り込みを行う。振込手数料は参加者負担とする。支払期限までに入金を確認できない場合は、申込は無効となることがある。

【申込先】公益社団法人 日本ロジスティクスシステム協会 中部支部
中部ミライノ物流 EXCO 2025 事務局)
〒460-0008 名古屋市中区栄 1-22-16 ミナミ栄ビル 407 号
TEL : 052-228-2225 E-mail : chubu@logistics.or.jp

第6条（契約成立）

参加契約は、主催者が請求書を発行した時点で成立する。

第7条（プロモーションアイテムの管理責任）

1. プロモーションアイテムの管理・運搬・設営・撤去はすべて参加者の責任と費用で行うこと。
2. 主催者は、天災・盗難・火災・事故等による損害について一切の責任を負わない。

第8条（事故防止と損害賠償）

1. 参加者はプロモーションアイテムの搬出入やプロモーション・実演・撤去等の際に最善の注意を払い、事故防止に最大限努め、万一事故が発生した場合の責任は参加者において負う。
2. 主催者は参加者に対し、参加者の負担で作業の中止、制限その他事故防止のために必要な措置を取り、あるいはこれを命ずることができる。
3. 事故等が発生した場合、速やかに対応し、参加者の責任において損害を賠償する。

第9条（イベント開催の変更・中止）

1. 主催者は、天災地変、テロリズムの発生及び感染症のまん延その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により、本イベントの早期閉会、開催延期、規模縮小、会場の移転、または開催を中止する決定ができる。
2. 主催者は、開催規模、プロモーション内容、来場者誘致数等から予測して、本イベント開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本イベントの開催を中止する決定ができる。
3. 1. および2. の場合、主催者は、これによって生じた参加者、またはその他の者の損害につき、責任を負わない。
4. 主催者が、1. に基づき、本イベントを早期閉会、開催延期、規模縮小または会場を移転する決定をした場合であっても、参加者は参加料の全額を支払うものとし、既に支払った参加料について主催者は返金しない。
5.
 - 1) 主催者が、1. または2. に基づき、本イベントの開催を中止する決定（以下「中止決定」という。）をした場合、同決定の時点で、本イベントの参加料の全額を支払った参加者に限り、参加料

(税込)の70%を主催者より返金する(返金日は追って連絡する)。返金の際に生じる振込手数料は主催者が負担する。

2) 主催者が中止決定をした時点で、参加者が本イベントの参加料を支払っていなかった場合には当該参加者は本イベントの参加料(税込)の30%を主催者に支払う(振込手数料は参加者の負担)。

第10条(参加取消・解約)

1. 参加申込後の取消・解約は原則として認めない。
2. やむを得ず取消・解約を希望する場合、参加者は書面(電子メール含む)で主催者に申請し、主催者が承認した場合に限り有効とする。
3. 主催者が承認した場合、以下のキャンセル料を支払うこと。
 - 6月21日~7月31日: 税別参加料の50%
 - 8月1日~8月31日: 税別参加料の80%
 - 9月1日以降: 税別参加料の100%

なお、3.に記載の記述は、参加者からの参加取消解約の意思表示が書面により被災者に到達した時点をもって区別する。

第11条(日本国内への入国手続き)

参加者が、本イベントでのプロモーションのため、日本国内への入国手続きを必要とする場合、参加者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負わない。また、何らかの理由により、わが国に入国できないために参加契約を取消・解約する場合には、参加者は主催者に対し、第10条にもとづき、キャンセル料を支払わなければならない。

第12条(プロモーション期間および時間)

プロモーション期間及び時間は以下のとおりとする。

1. プロモーション期間: 2025年10月24日(金)
2. プロモーション時間: 9:00~18:00
3. 搬入・設営: 10月23日(木) 13:00~17:00
4. 搬出・撤去: 10月24日(金) 18:00~21:00

第13条(会場設備)

プロモーションスペースにおける基本設備は以下のとおりとする。

1. システムパネル(後壁・側壁、W1,800×D450×H2,150)
2. 社名板
3. プロモーション台

4. テーブル
5. 椅子
6. 電源（100V）

第14条（本規定の変更）

1. 主催者は、やむを得ない事情がある場合、本参加規定の全部または一部を変更することができ、参加者はあらかじめこれに同意し、従うものとする。
2. 変更後の規定は、主催者が通知した時点より効力を有する。

第15条（禁止事項）

参加者の次の行為を禁止する。

1. 本参加契約上の参加者としての地位又は権利の全部又は一部につき、その権利の譲渡、売買をなし、又は転貸し、あるいは担保に供すること。
2. 指定された場所以外の会場建物の内外部または周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置または掲出すること。但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りではない。
3. 重量物、また不潔、悪臭等により他人の迷惑となる物品を搬入すること。
4. 他の参加者や来場者の迷惑となる行為、その他プロモーションスペースを含むイベント会場建物に損害を及ぼすような行為をすること。
5. その他、本参加規定において禁止された事項

第16条（契約の解除）

主催者は参加者の行為が次のいずれかに該当する場合、参加者に対し何らの催告なく、本参加契約を解除することができる。また、主催者が損害をこうむった場合、参加者に対してその損害の賠償を請求することができる。

1. 参加料の全部または一部を支払わない場合
2. プロモーションにおいて主催者の定める規定に従わない場合
3. プロモーションスペースをプロモーションの目的以外に使用した場合
4. プロモーションスペースを使用しない場合
5. 解散もしくは仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、会社整理の各申立があった場合
6. 手形小切手につき不渡処分を受けた場合
7. 公訴公課につき滞納処分を受けた場合
8. 主催者の信用を失墜する事実があった場合
9. その他参加者が本参加規定に違反した場合

第17条（原状回復）

本参加契約が解約、解除、期間満了その他事由の如何を問わず終了したときは、参加者は主催者に対し、次に従ってプロモーションスペースを明け渡さなければならない。

1. プロモーションスペースを原状回復すること。ただし参加者が回復工事を行わない場合、主催者においてこれを回復し、その費用は参加者が負担するものとする。
2. プロモーションスペースの明け渡し後、参加者がプロモーションスペース内に残置した物件がある場合、主催者はこれを処分することができる。ただし、処分に要する費用は参加者が負担する。
3. 明渡しが遅延した場合、参加者は日割計算による参加料の3倍に相当する違約金を支払うものとする。
4. 参加者はプロモーションスペースの明け渡しに際し、その事由、名目の如何にかかわらず、プロモーションに際して支出した費用、有益費の償還請求等一切の請求を主催者にしないことはもちろん、プロモーションスペース内に自己の費用を持って設置した諸設備や物品の買取を主催者に請求することはできない。

第18条（遅延損害金）

参加者において、本参加契約上の金銭債務の履行を遅滞した場合、遅滞した日から年14.6%の遅延損害金を支払う。

第19条（「参加の手引」の遵守）

参加者は、主催者の定める「参加の手引」及びその指示を本参加規定に付帯するものとして遵守しなければならない。

第20条（プロモーションスペース内での参加者常駐）

プロモーション時間中、参加者の担当者は主催者が発行する参加者バッジを常時着用し、スペース内に常駐すること。

第21条（廃棄物の処理）

参加者は、プロモーション期間および撤去後に発生した廃棄物を自己の責任と費用にて処理するものとする。放置された廃棄物の処分については、主催者が代行し、その費用を参加者に請求できるものとする。

第22条（プロモーションにおける制限）

プロモーションアイテムは枠内に設置し、他社のスペースや通路にはみ出してはならない。違反時は、主催者の判断により、参加者負担で撤去等の措置を行うことがある。

第23条（プロモーション内容の変更）

プロモーションの内容を変更・取消する場合、参加者はその理由を記載した文書を主催者に届け出て、主催者の承認を得なければならない。なお、主催者はプロモーション開始日の一定日前以降の変更については承認を行わないことがある。

第25条（火災盗難その他の事故等）

1. 主催者及び本イベントに関して主催者と雇用、請負、業務委託、提携、協力関係にある個人法人その他団体（以下本条において主催者らという）は、本イベントに関わる火災、盗難、その他一切の事故、事象の発生により、参加者または参加者と雇用、請負、業務委託、提携、協力関係にある個人、法人その他団体ならびに本イベント来場者が被った損害（各自の所有物の破損、消失、紛失等含むあらゆる損害）について、一切の責任を負わない。
2. 主催者らは本イベントに関する招待状、ホームページ、会場案内図、ウェブ掲載情報、告知用資料等一切の制作物に偶発的に生じた誤字、脱字等について一切の責任を負わない。
3. 参加者は、事故または当該参加者と雇用、請負、業務委託、提携、協力関係にある個人、法人またはその他団体が故意または過失により、火災、盗難その他一切の事故、事象を生じさせ、主催者またイベント来場者を含む第三者に損害（所有物の破損、消失、紛失を含むあらゆる損害）を負わせた場合には直ちに一切の損害を賠償する。

第26条（個人情報の取り扱いについて）

主催者より提供された個人情報について、参加者は個人情報保護に関する規則に基づき、適切に管理しなければならない。

第27条（管轄裁判所）

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。